武市教学第１５９９号
平成２６年２月２８日

[redacted]様

武雄市教育委員会委員長　諸石　洋之助

開示決定通知書等の送付について

平成２６年１月３０日付けで請求がありました公文書の開示について、別紙のとおり開示決定通知書及び不開示決定通知書を送付します。

なお、郵送による写しを交付する場合の開示手数料は下記のとおりですので、あらかじめ郵送料相当の切手及びあて先を記載した封筒とあわせ、現金または定額小為替にて納付していただきますようお願いします。領収書につきましては開示文書と一緒に送付します。

記

1　開示決定通知書等　　別紙

2　開示手数料　　合計　　３０円
（１０円×３枚）

3　郵送料　　８０円

4　問い合わせ先　　武雄市教育部学校教育課学校教育係
電話：0954-23-8010

様式第2号(第3条関係)

開　示　決　定　通　知　書

武市教学第１５９９号
平成２６年２月２８日

[redacted]様

武雄市教育委員会委員長　諸石　洋之助　印

平成２６年１月３０日付けで請求のあった公文書の開示については、武雄市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示することと決定したので通知します。

公文書の件名	市小中学校タブレット端末導入選定委員会の議事録
開示の日時	郵送による交付
開示の場所	郵送による交付
所　管　課	教育部　学校教育課　学校教育係 電話番号(直通)　0954-23-8010

注1　公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
　2　指定された公文書の開示の日時に支障があるときは、あらかじめその旨を所管課に連絡してください。

様式第4号(第3条関係)

不　開　示　決　定　通　知　書

武市教学第１５９９号
平成２６年２月２８日

[redacted]様

武雄市教育委員会委員長　諸石　洋之助

平成２６年１月３０日付けで請求のあった公文書の開示については、武雄市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり公文書を開示しないことと決定したので通知します。

公文書の件名	市小中学校タブレット端末導入選定委員会の業者からの提案書
公文書を開示しない理由	武雄市情報公開条例第7条第3号の規定に該当 (理由) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他不当な利益を害するおそれがあるため。
所　管　課	教育部　学校教育課　学校教育係 電話番号(直通)　0954-23-8010

注1　この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に武雄市教育委員会に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。

2　この決定については、この決定(上記1の異議申立てをした場合にあっては、当該異議申立てに対する決定)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、武雄市を被告として(訴訟において武雄市を代表する者は、武雄市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。